



三労発基0808第4号
令和5年8月8日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合を図るため、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）が別紙のとおり改正されました。

つきましては、この趣旨等を御理解いただきますとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。